

入間市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 概 要

住民票の写し等の証明書については、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)により、交付申請することができます(以下「コンビニ交付サービス」という。)

マイナンバーカードの普及促進及びコンビニ交付サービスの利便性の啓発を目的として、コンビニ交付サービスにより取得する証明書の申請手数料については、令和4年2月1日から令和5年3月31日まで1通10円に減額しています。

コンビニ交付サービスの利用は増えているものの、引き続きマイナンバーカードの普及促進及びコンビニ交付サービスの利便性の啓発を図る必要があるとの考えから、手数料の金額を見直すとともに、減額する期間を延長するものです。

2 手数料

【市・県民税課税(非課税)証明書、市・県民税所得証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書(市・県民税のみ)、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し】

1通 100円(市庁舎窓口での交付申請手数料 200円)

【戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)】

1通 200円(市庁舎窓口での交付申請手数料 450円)

3 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 施行日 令和5年4月1日

条例の有効期限を延長する規定は公布の日